

第二十四条第一項	第二十条	旧法第二十条
第二十四条第二項	第二十二條	アルコール事業法附則第十四条第一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトシテ読替ヘテ適用サレタル旧法第二十二條
第二十五条	第二十条	旧法第二十条
第二十九条ノ五第二項	第二十条	アルコール事業法附則第十四条第一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトシテ読替ヘテ適用サレタル旧法第二十二條第二項
第三十条第一項	買受ケタル者及アルコール売捌人	買受ケタル者
第三十条第一項第二項	アルコール製造者、アルコール売捌人又ハ第二十条	旧法第二十条
第三十条第一項第三項	製造、販売又ハ使用上	使用上

附 則 (平成一五年八月八日政令第三六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十一条までの規定並びに附則第七条から第十一条まで及び第十四条から第三十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一六日政令第三四六号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。